

「文化財フェア2026」委託業務仕様書

1 委託業務名

「文化財フェア2026」委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託料

2,307,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 文化財フェア2026の概要

（1）事業の目的

若い世代の県民に地域文化財の情報を発信し、担い手不足の危機にある文化財に今後も関わり続ける意欲を醸成することを図るため、気軽に文化財を「知る・触れる・体感する」場を設け、文化財の魅力を知り、身近に感じてもらうための機会創出を図る。

（2）開催時期：委託期間中の土日・祝日のうち1日間

（集客が見込まれる日を選定すること。）

設営、撤収はイベントの前後に行うこととする。

（3）開催場所：愛媛県中予地区 多数の一般来場者が見込める大型商業施設等

（集客が見込まれる場所を選定すること。）

（4）内 容：文化財クイズの実施、文化財に関するステージイベント、文化財について体験できるブースの設置等

（5）対 象 者：県民

（6）参加人数：600人程度

（7）参 加 費：無料

5 委託業務内容

（1）運営に関する基本的事項

- ・ 受託者は、イベントの企画、開催準備・撤収、運営から実績のとりまとめまで全ての業務を行うこと。
- ・ 準備から開催までのスケジュール調整、ステージ出演者・関係機関等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理等、全ての業務運営を県と協議のうえ、実施すること。
- ・ イベントの実施において必要な人員など運営体制等を盛り込んだ運営マニュアルを作成すること。なお、マニュアルには、事故発生時に対応可能な救急病院等を調査し、掲載すること。
- ・ 委託料には、会場借り上げ費、会場設営費、スタッフ人件費、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板等装飾物作成費、チラシ等印刷費等のイベント運営に係る一切の経費を含むこと。

- ・ 上記のほか、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

(2) イベントの企画・運営

- ・ 文化継承活動に取り組んでいる県内の学校や地域団体と連携し、文化財の魅力を発信するとともに、地域の宝の再発見・郷土愛に繋げることができる提案を含めることとし、下記のア〜ウのいずれか若しくは全てにその内容を盛り込むこと。

なお、県内の学校や地域団体との連携にあたっては、提案者が教育委員会や学校長、団体の長と連絡調整を行うこと。

- ・ ステージイベント以外の時間帯も集客が見込める工夫を提案すること。

ア 文化財クイズの企画・運営

- ・ 来場者がイベント会場を周遊しながら、気軽に参加できる文化財クイズコーナーの提案をすること。
- ・ クイズの内容を県と協議のうえ作成すること。
- ・ クイズは5問以上とし、クイズパネルを作成すること。
- ・ クイズの参加者全員にグッズをプレゼントすることとし、グッズについては、県が用意するものとする。

イ 文化財に関するステージイベントの企画・運営

- ・ 文化財に関するステージイベントを提案すること。
- ・ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・イベントの出演者・司会者等との連絡調整、当日の会場運営、進行管理、各イベント出演者のアテンド（接待）等、全ての運営業務を県と協議のうえ行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 会場内の音響、照明、舞台装置等の借上げ、設営・撤去を含むこと。

ウ 文化財体験ブースの企画・運営

- ・ 愛媛の文化財に関する体験ブースの提案をすること。
- ・ 会場規模に応じた適切なブース数を設けることとし、うち1ブースは文化財保護課公式インスタグラム「えひめのたから」ブースとすること。
「えひめのたから」ブースは、別途県が委託した業者が運営するため、県及び当該委託業者と別途協議すること。なお、「えひめのたから」ブースにも、各ブースに設置する標準備品（机・椅子等）を準備すること。
- ・ 身近に文化財があることを知ってもらうため、手を動かす等、楽しく体験できるブースとすること。

(3) 広報・周知方法

- ・ 文化財フェアを広く県民に周知するため、県と協議のうえチラシを作成するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、情報誌等を活用した効果的な広報を企画・実施すること。

＜チラシの仕様＞

- ・ A4版、フルカラー、両面、1,000枚（県配布分）
100枚ごとに仕切り紙を入れること。
- ・ 納入期限：文化財フェア2026開催日の6週間前
- ・ 納入場所：愛媛県庁第一別館11階 文化財保護課
- ・ 高解像度（保管用）と低解像度（ホームページ掲載用）の2種類のPDFデー

タをCD-Rに納めて納入すること。

(4) 会場関係

- ・ 会場の手配・契約や会場使用料の支払い等必要な手続きを行うこと。
- ・ 会場の装飾・音響、会場の案内看板等の設営及び撤去等を行うこと。
- ・ 設営・撤去などの作業時間等については、会場管理者と協議調整を行うこと。
- ・ イベント実施時の通路確保に留意することともに、必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 会場の利用ルールを遵守すること。また、会場が商業施設の場合は、各テナントの営業を妨げないよう配慮すること。
- ・ 関係者と判別できるような服装や名札、腕章等を着用すること。

(5) イベント当日の主な内容

- ・ イベント会場内の巡回、来場者の案内、各ブースへの円滑な誘導を実施すること。
- ・ 来場者数をカウントしてイベント終了後に報告すること。
- ・ 開催状況の写真撮影を行い、J P E Gデータで県に納品すること。なお、納品された写真データは、県が作成する当フェアに関するホームページや印刷物等に使用できるものとする。

(6) アンケートの実施

- ・ 県と協議のうえ作成したアンケートを印刷し、可能な範囲で来場者に配布し、回収すること。（W e bアンケートの場合は、二次元コードを印字したチラシを準備すること。）
- ・ 回収したアンケートを集計して報告書とともに提出すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにイベントの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議のうえ、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「業務報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ等に掲載できる画像データを提出すること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができること。

7 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権等を有する場合は、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な経費は委託金額に含むものとする。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全てを県に移転すること。

- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密・個人情報等の取扱いについて別記1「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとすること。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては、本業務とすること。